

東京都北区 COVID-19 医療提供体制整備事業実施要綱

2 北福推第 5 4 6 5 号
令和 2 年 1 月 2 6 日 区長決裁
改正 2 北福推第 5 6 9 5 号
令和 3 年 3 月 2 3 日 区長決裁
改正 3 北福推第 5 3 0 5 号
令和 3 年 7 月 2 7 日 区長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内医療機関（以下「医療機関」という。）が、COVID-19（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）感染者及び感染が疑われる者（以下「感染者等」という。）を円滑、適切かつ確実に受け入れられるよう、次条に規定する事業を実施することにより、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制を確保し、強化することを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 この要綱に基づき、次の事業を実施する。

(1) 検査体制拡充整備事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症感染者専用の病院又は病棟を設定する医療機関（以下「重点医療機関」という。）に対し、新型コロナウイルス感染症の検査体制を拡充するために新たに PCR 検査室、機器等を整備する費用の実費に相当する支援金を交付する。

イ 対象

重点医療機関

(2) 検体採取医療機関支援事業

ア 内容

(ア) PCR 検査に当たり、自ら検体採取を行う医療機関のうち東京都と検体検査委託契約を締結しているもの（以下「検体採取医療機関」という。）に対し、50 万円の支援金を交付する。

(イ) 検体採取医療機関が院内感染防止を目的に施設整備を行う場合、令和 2 年度東京都医療機関・薬局等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等支援金交付要綱（令和 2 年 7 月 28 日付 2 福保感事第 177 号）に基づき東京都の交付する支援金に上乗せし、施設整備の費用の実費（実費が 50 万円を超える場合は、50 万円）に相当する支援金を交付する。

イ 対象

次項に規定する対象施設を除く検体採取医療機関

(3) 入院患者受入医療機関支援事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者等の入院患者（以下「入院患者」という。）を受け入れていた医療機関に対し、次に掲げる期間における受入れ入院患者数に応じて、当該入院患者に係る診療報酬にそれぞれに定める数を乗じて得た額に対する公費負担3割相当分及び基本額として100万円の支援金を交付する。

（ア）令和2年4月17日まで 2

（イ）令和2年4月18日から同年5月25日まで 2分の1

イ 対象

令和2年5月25日まで入院患者を受け入れていた医療機関

（4）院内感染防止施設整備補助事業

ア 内容

新型インフルエンザ等の感染症感染者の外来診療から確定診断まで一時受入れを行う感染症診療協力医療機関を除く重点医療機関（以下「協力医療機関を除く重点医療機関」という。）に対し、来院者の導線を区別する等、新型コロナウイルス感染症の院内感染防止のために施設整備の費用実費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）に相当する支援金を交付する。

イ 対象

協力医療機関を除く重点医療機関

（5）発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業

ア 内容

（ア）発熱者の診療を行う医療機関（以下「発熱者診療医療機関」という。）に対し、50万円の支援金を交付する。

（イ）東京都発熱センター、北区保健所及び東京都北区医師会会員からの紹介に応じてPCR検査を行う医療機関（以下「検査医療機関」という。）及び在宅療養中の発熱者又は新型コロナウイルス感染症感染者の診療を行う医療機関（以下「在宅診療医療機関」という。）に対し、（ア）に加え50万円の支援金を交付する。

イ 対象

発熱者診療医療機関、検査医療機関及び在宅診療医療機関

（6）小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業

ア 内容

（ア）専ら小児科又は耳鼻咽喉科を標榜し、発熱者への診療を行う医療機関（以下「小児等医療機関」という。）に対し、50万円の支援金を交付する。

（イ）小児科を標榜し、日常的に小児診療及び救急対応を行う医療機関（以下「小児救急医療機関」という。）に対し、300万円の支援金を交付する。

イ 対象

小児等医療機関及び小児救急医療機関

（7）新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業

ア 内容

「東京都北区新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」に基づき、以下の役割を担う医療機関に対し、それぞれに定める支援金を交付する。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）保管用の超低温冷凍庫を配置し、ワクチン接種を実施する医療機関（以下「基本型接種施設」という。）のうち、ワクチン接種専用施設（以下「ワクチン接種センター」という。）を設置する医療機関（以下「センター設置医療機関」という。）に対し、500万円の支援金を交付する。
- (イ) センター設置医療機関を除く、相当数のワクチン接種を実施する基本型接種施設に対し、300万円の支援金を交付する。
- (ウ) 基本型接種施設の近隣に所在し、ワクチンを区民に接種する医療機関（以下「サテライト型接種施設」という。）に対し、50万円の支援金を交付する。

イ 対象

センター設置医療機関、基本型接種施設、サテライト型接種施設

(8) 軽快患者転院連携支援事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症に感染していた入院患者が退院基準を満たし、感染性がないにも関わらず、引き続き入院加療が必要な場合の転院先を確保することで新型コロナウイルス感染症の入院治療を必要とする患者を受け入れる病床を確保するため、当該入院患者の転院を積極的に受け入れる医療機関に対し、300万円の支援金を交付する。

イ 対象

次の全てに該当する医療機関

- (ア) 新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業交付要綱（令和3年1月29日付2福保感事第2979号）に規定する新型コロナウイルス感染症患者転院等受入医療機関情報提供承諾書（第1号様式）を予め提出していること。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症による入院治療後、回復期以降の患者の転院の受入れを積極的に行うことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症指定医療機関（以下「感染症指定医療機関」という。）、東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関整備要領（令和2年5月1日2福保健感第363号）第4に基づき登録された新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関（以下「入院重点医療機関」という。）、その他公的医療機関及び北区保健所に対して情報提供されることに同意していること。
- (ウ) 感染症指定医療機関、入院重点医療機関又は公的医療機関からの新型コロナウイルス感染症回復期以降の患者の転院受入要請に対し、積極的に協力すること。
- (エ) 区による転院に係る調整に応じること。
- (オ) 区が本事業の実施に関して行う調査に回答すること。

(対象)

第3条 この要綱において、前条各号の支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けることができ

るものは、前条各号の対象とする。ただし、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものがあるものを除く。

（対象経費）

第4条 支援金の対象経費は第2条各号に規定する経費とし、支援金は区の予算の範囲内において交付するものとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、東京都北区 COVID-19 医療提供体制整備支援金交付申請書（別記第1号様式）及び添付資料を区長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる支援金については、それぞれ当該各号に掲げる支援金のうち、いずれか一の支援金についてのみ行うことができる。

- （1）第2条第6号ア（ア）及び（イ）に規定する支援金
- （2）第2条第7号ア（ア）から（ウ）までに規定する支援金

（交付の決定及び交付）

第6条 区長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に支援金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に東京都北区 COVID-19 医療提供体制整備支援金支給決定通知書（別記第2号様式）又は東京都北区 COVID-19 医療提供体制整備支援金不支給決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成することと決定した場合には、申請者からの東京都北区 COVID-19 医療提供体制整備支援金請求書（別記第4号様式）の提出に基づき支援金を交付するものとする。

（交付の条件）

第7条 支援金の交付条件は、次のとおりとする。

（1）事情変更による決定の取消し等

ア 区長は、前条の規定による支援金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することができる。ただし、支援金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ アの規定による支援金の交付決定を取り消すことができる場合は、天変地異その他支援金の交付決定後に生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

（2）承認事項

支援金の交付決定を受けたもの（以下「支援対象」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した書面を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに規定する事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 対象事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（3）事故報告

支援対象は、対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により区長に報告し、区長から必要な指示が与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

（4）状況報告

区長は、対象事業の円滑な執行を図るため、必要と認めるときは、対象事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、支援対象に報告を徴することができるものとする。

（5）調書の作成

支援対象は、支援金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業終了後5年間保管しておかななければならない。

（6）遂行命令等

ア 区長は、支援対象が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、対象事業が交付決定の内容又は条件によって遂行されていないと認めるときは、これに従って当該対象事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 区長は、支援対象に対し、事業実施についての協力要請等を命ずることができる。

ウ 区長は、支援対象がア又はイの命令に違反したときは、支援対象に対し、当該対象事業の一時停止を命ずることができる。

エ 区長は、ウの一時停止を命ずる場合において、支援対象が支援金の交付決定の内容又は条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、次号の規定により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（7）決定の取消し

区長は、支援対象が次のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

イ 支援金を他の用途に使用したとき。

ウ 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

（8）支援金の返還

区長が前号の規定により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、支援対象が既に支援金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(9) 違約加算金及び延滞金

- ア 区長が第7号の規定により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命じたときは、支援対象は、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- イ 区長が前号の規定により、支援対象に対し、支援金の返還を命じた場合において、支援対象がこれを納期日までに納付しなかったときは、支援対象は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(10) 違約加算金の計算

区長が前号アの規定により、加算金の納付を命じた場合において、支援対象の納付した金額が返還を命じられた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てるものとする。

(11) 延滞金の計算

区長が第9号イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、支援対象が返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(12) 他の補助金の一時停止等

区長は支援対象に対し、支援金の返還を命じ、支援対象が当該支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、支援対象に対し、同種の事務又は事業について交付すべき支援金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該支援金等と未納付額とを相殺することができる。

(支援金の交付)

第8条 支援金の交付方法は、概算払とする。

(変更申請手続)

第9条 支援対象は、この支援金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第5条に規定する申請手続に従い、変更の申請を行うものとする。

(実績報告)

第10条 支援対象は、対象事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は交付決定に係る区の会計年度が終了したときは、東京都北区 COVID-19 医療提供体制整備支援金実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(是正のための措置)

第11条 区長は、前条の規定による実績報告等の結果、対象事業の成果が支援金の交付決定の内容及

び条件に適合しないと認められるときは、支援対象に対し、これに適合させるための措置を講ずるよう命ずることができる。

(申請の撤回)

第 12 条 支援対象は、この支援金の交付決定の内容又は条件に異議があるときは、この支援金の交付決定を受けた日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

(消費税及び地方消費税の報告)

第 13 条 支援対象は、対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも対象事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに仕入税額控除報告書（別記第 6 号様式）を区長に提出するものとする。この場合において、支援金に係る仕入税額控除があることが確定した場合には、当該仕入税額控除を返還するものとする。

(指導及び監督)

第 14 条 区長は、支援対象に対し、対象事業に係る運営について、法その他関係法令の定めるところにより、支援金の交付目的が有効に達せられるよう必要な指揮監督を行うことができる。

(維持管理)

第 15 条 支援対象は、対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び機械機器（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分)

第 16 条 支援対象は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、次により取り扱うものとする。

- (1) 次号に定める期間を経過するまで区長の承認を受けずに支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 前号による財産の処分の制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 13 年厚生労働省告示第 239 号）で定める処分制限期間とする。
- (3) 区長の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付するものとする。

付 則

(適用期日等)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次項の規定は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

(東京都北区新型コロナウイルス感染症対策医療体制整備事業補助要綱の廃止)

2 東京都北区新型コロナウイルス感染症対策医療体制整備事業補助要綱（2北健保第1596号令和2年4月28日区長決裁。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（旧要綱の廃止に伴う経過措置）

3 旧要綱の廃止の日において、既に旧要綱に基づく申請が行われているものがある場合には、当該申請に係る承認手続等に関する規定は、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和3年3月4日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

医療機関所在地 :
医療機関名 :
代表者職氏名 : 印

東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金交付申請書

標記について、下記により支援金を交付されるよう次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 支出予定額明細書（該当事業ごとに1枚ご提出ください）
 - (1) 検査体制拡充整備事業（別紙2-1）
 - (2) 検体採取医療機関支援事業（別紙2-2）
 - (3) 入院患者受入医療機関支援事業（別紙2-3）
 - (4) 院内感染防止施設整備補助事業（別紙2-4）
 - (5) 発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業（別紙2-5）
 - (6) 小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業（別紙2-6）
 - (7) 新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業（別紙2-7）
 - (8) 軽快患者転院連携支援事業（別紙2-8）
- 4 添付資料
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本（別紙3）
 - (2) その他参考資料（見積書、請求書の写し等）

経 費 所 要 額 調 書

医療機関名： _____

区 分	総事業費 (円)	その他の 補助金等の 収入額 (円)	差引額 (A - B) C	支援金 申請額 (円) D
	A	B	C	D
東京都北区COVID-19医療提供体制整備事業 (合計)				
(1) 検査体制拡充整備事業				
(2-1) 検体採取医療機関支援事業 (検体採取)	/			
(2-2) 検体採取医療機関支援事業 (施設整備)				
(3) 入院患者受入医療機関支援事業				
(4) 院内感染防止施設整備補助事業				
(5-1) 発熱者診療及び検査医療機関に対する 支援事業 (発熱者診療医療機関)	/			
(5-2) 発熱者診療及び検査医療機関に対する 支援事業 (検査医療機関及び在宅診療医療機関)	/			
(6-1) 小児の感染症、発熱者対応機能を 維持・確保するための支援事業 (小児等医療機関)	/			
(6-2) 小児の感染症、発熱者対応機能を 維持・確保するための支援事業 (小児救急医療機関)	/			
(7-1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制 協力医療機関に対する支援事業 (ワクチン接種医療機 関)	/			
(7-2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制 協力医療機関に対する支援事業 (施設整備)				
(7-3) 新型コロナウイルスワクチン接種体制 協力医療機関に対する支援事業 (出務医師)	/			
(8) 軽快患者転院連携支援事業	/			

注) 各欄は、別紙2「支出予定額明細書」の注意書きを参照の上、記入すること。

支 出 予 定 額 明 細 書

医療機関名： _____

○整備計画及び支出予定額積算内訳

品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	備考
総事業費合計						

※「総事業費合計」は、別紙 1 「経費所要額調書」の A 欄「総事業費」と一致させること。

※見積書又は請求書の写しを添付すること。

支 出 予 定 額 等 明 細 書

医療機関名 : _____

支出予定額積算内訳

検体採取医療機関

区分	申請額	検体検査依頼機関
検体採取分	¥500,000	

施設整備費用

区分	品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	申請額 (上限50万円)
施設整備分							/
						総事業費 (北区申請分)	

※見積書又は請求書の写しを添付すること。

※東京都の補助金（100万円等）についての申請内容が分かる資料の写しを添付すること。

※総事業費は別紙1「経費所要額調書」のA欄「総事業費」と一致させること。

※申請には下記いずれかの実施が必須です（実施有無に○をつけてください）。

内 容	実施有無
東京都発熱相談センターからの紹介患者	有 ・ 無
他の医療機関や保健所からの紹介患者・検査要請	有 ・ 無
区や保健所の取組みへの協力（具体的に： _____)	有 ・ 無

支出予定額明細書

医療機関名 : _____

支出予定額積算内訳

区分	申請額	根拠
診療報酬		別紙添付書類のとおり
補助基本額	¥1,000,000	
申請額合計		

※診療報酬及び入院患者数の確認が取れる資料の写しを添付すること。

※申請額合計は別紙1「経費所要額調書」のA欄「総事業費」と一致させること。

支出予定額明細書

医療機関名： _____

○整備計画及び支出予定額積算内訳

品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	備考
総事業費合計						

※「総事業費合計」は、別紙1「経費所要額調書」のA欄「総事業費」と一致させること。
 ※見積書又は請求書の写しを添付すること。

支出予定額等明細書

医療機関名： _____

支出予定額積算内訳

発熱者診療医療機関

区分	申請額
発熱者診療分	

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のD欄「支援金申請額」と一致させること。

検査医療機関及び在宅診療医療機関

区分	申請額
紹介対応分 在宅診療分	

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のD欄「支援金申請額」と一致させること。

※申請には下記いずれかの実施が必須です（実施有無に○をつけてください）。

(診療状況)

内 容	実施有無
東京都発熱相談センターからの紹介患者	有 ・ 無
他の医療機関や保健所からの紹介患者・検査要請	有 ・ 無
区や保健所の取組みへの協力（具体的に： _____）	有 ・ 無
在宅療養中の発熱者又は感染者	有 ・ 無

※添付書類等は必要ありませんが、保健所等に確認の上、申請内容についてお問い合わせをすることがあります。

支出予定額等明細書

医療機関名： _____

支出予定額積算内訳

(1) 小児科分

区分	申請額
小児科分	

(2) 小児救急医療機関分

区分	申請額
小児救急分	

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のD欄「支援金申請額」と一致させること。

※添付書類等は必要ありませんが、保健所等に確認の上、申請内容についてお問い合わせをすることがあります。

(北区小児診療事業への協力) 令和元年から令和2年

内 容	参加の有無 (○をつけてください)
北区乳幼児集団健診(保健センター)	有 ・ 無
北区子ども夜間救急事業	有 ・ 無
北区医師会電話相談(小児)	有 ・ 無
感染症定点(小児)	有 ・ 無

※(1)(2)の申請には、上記北区小児医療保健事業のいずれかに、令和元年から令和2年の間に参加した医師が所属する医療機関であることが必要です。

(3) 耳鼻咽喉科分

区分	申請額
耳鼻咽喉科分	

※添付書類等は必要ありませんが、保健所等に確認の上、申請内容についてお問い合わせをすることがあります。

支出予定額等明細書

医療機関名 : _____

支出予定額積算内訳

ワクチン接種医療機関

区分	申請額	ワクチン接種契約受付システム (V-SYS) のID 又は 集合契約書の写し
センター設置接種施設		
基本型接種施設		
サテライト型接種施設		

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のD欄「支援金申請額」と一致させること。

※基本型接種施設についての申請期限は令和3年3月31日です。

施設整備

区分	品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	申請額 (上限50万円)
センター設置 接種施設 施設整備分							
					総事業費 (税込)		

※見積書又は請求書の写しを添付すること。

※総事業費は別紙1「経費所要額調書」のA欄「総事業費」と一致させること。

※記入欄が不足する場合には別途購入品リストを添付すること。

転院受入医療機関届出書兼支出予定額等明細書

医療機関名： _____

東京都北区COVID-19医療提供体制整備事業実施要綱第2条(8)イに規定される医療機関として届け出ます。

なお、北区医師会等の医療関係団体及び新型コロナウイルス受入医療機関への医療機関名の公表に同意するとともに、転院受入れ要請を受けた際は積極的に患者を受け入れ、医療提供体制の確保・強化に努めます。

支出予定額積算内訳

転院受入医療機関

区分	申請額	受入状況の根拠
受入医療機関分	¥3,000,000	別添資料の通り (転院元の医療機関との連携シート、医師会への届出状況等、転院受入実施状況が確認できるものの写し)

※総事業費は別紙1「経費所要額調書」のB欄「支援申請額」と一致させること。

東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金に係る歳入歳出予算書抄本

収入の部	支出の部
支援金 円	事業費 円
(1) 検査体制拡充整備事業 円	(1) 検査体制拡充整備事業 円
(2) 検体採取医療機関支援事業 円	(2) 検体採取医療機関支援事業 円
(3) 入院患者受入医療機関支援事業 円	(3) 入院患者受入医療機関支援事業 円
(4) 院内感染防止施設整備補助事業 円	(4) 院内感染防止施設整備補助事業 円
(5) 発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業 円	(5) 発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業 円
(6) 小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業 円	(6) 小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業 円
(7) 新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業 円	(7) 新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業 円
(8) 軽快患者転院連携支援事業 円	(8) 軽快患者転院連携支援事業 円
寄付金 円	
その他補助金等 円	
合計 円	合計 円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

医療機関所在地：

医療機関名：

代表者職氏名：

印

北福推第 号
年 月 日

様

東京都北区長 花川與惣太

東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金支給決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

なお、支援金の支給については、東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金交付請求書をご提出ください。

記

支給決定額 金 _____ 円

北福推第 号
年 月 日

様

東京都北区長 花川與惣太

東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金について、下記の理由により不承認とすることを決定したので通知します。

記

不承認とした理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

医療機関所在地 :
医療機関名 :
代表者職氏名 : 印

東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金実績報告書

年 月 日 北福推第 号により交付決定を受けた標記支援金に係る実施状況について、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 経費所要額精算書（別紙1）
- 2 実績額明細書（該当事業ごとに1枚ご提出ください）
 - (1) 検査体制拡充整備事業（別紙2-1）
 - (2) 検体採取医療機関支援事業（別紙2-2）
 - (3) 入院患者受入医療機関支援事業（別紙2-3）
 - (4) 院内感染防止施設整備補助事業（別紙2-4）
 - (5) 発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業（別紙2-5）
 - (6) 小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業（別紙2-6）
 - (7) 新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業（別紙2-7）
 - (8) 軽快患者転院連携支援事業（別紙2-8）
- 3 添付資料
 - (1) 東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金に係る歳入歳出決算（見込み）書抄
 - (2) その他参考資料（領収書の写し）

経 費 所 要 額 精 算 書

医療機関名： _____

区 分	総事業費 (円) A	その他の 補助金等の 収入額 (円) B	差引額 (A - B) C	支援金 申請額 (円) D
東京都北区COVID-19医療提供体制整備事業 (合計)				
(1) 検査体制拡充整備事業				
(2-1) 検体採取医療機関支援事業 (検体採取)	/			
(2-2) 検体採取医療機関支援事業 (施設整備)				
(3) 入院患者受入医療機関支援事業				
(4) 院内感染防止施設整備補助事業				
(5-1) 発熱者診療及び検査医療機関に対する 支援事業 (発熱者診療医療機関)	/			
(5-2) 発熱者診療及び検査医療機関に対する 支援事業 (検査医療機関及び在宅診療医療機関)	/			
(6-1) 小児の感染症、発熱者対応機能を 維持・確保するための支援事業 (小児等医療機関)	/			
(6-2) 小児の感染症、発熱者対応機能を 維持・確保するための支援事業 (小児救急医療機関)	/			
(7-1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制 協力医療機関に対する支援事業 (ワクチン接種医療機関)	/			
(7-2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制 協力 医療機関に対する支援事業 (施設整備)				
(7-3) 新型コロナウイルスワクチン接種体制 協力医療機関に対する支援事業 (出務医師)	/			
(8) 軽快患者転院連携支援事業	/			

注) 各欄は、別紙2「支出予定額明細書」の注意書きを参照の上、記入すること。

実績額明細書

医療機関名： _____

支出実績額積算内訳

検体採取医療機関

区分	申請額	検体検査依頼機関
検体採取分	¥500,000	

施設整備費用

区分	品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	申請額 (上限50万円)
施設整備分							/
						総事業費 (北区申請分)	

※見積書又は請求書の写しを添付すること。

※東京都の補助金（100万円等）についての申請内容が分かる資料の写しを添付すること。

※総事業費は別紙1「経費所要額調書」のA欄「総事業費」と一致させること。

※申請には下記いずれかの実施が必須です（実施有無に○をつけてください）。

内 容	実施有無
東京都発熱相談センターからの紹介患者	有 ・ 無
他の医療機関や保健所からの紹介患者・検査要請	有 ・ 無
区や保健所の取組みへの協力（具体的に： _____）	有 ・ 無

実績額明細書

医療機関名： _____

支出実績額積算内訳

区分	申請額	根拠
診療報酬		別紙添付書類のとおり
補助基本額	¥1,000,000	
申請額合計		

※診療報酬及び入院患者数の確認が取れる資料の写しを添付すること。

※申請額合計は別紙1「経費所要額調書」のA欄「総事業費」と一致させること。

実績額明細書

医療機関名： _____

支出実績額積算内訳

発熱者診療医療機関

区分	申請額	検体検査依頼機関
発熱者診療分		別添資料のとおり (外看板の写真、HPの画像等)

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のB欄「支援申請額」と一致させること。

検査医療機関及び在宅診療医療機関

区分	申請額	検体検査依頼機関
紹介対応分		別添資料のとおり (外看板の写真、HPの画像等)

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のB欄「支援申請額」と一致させること。

※申請には下記いずれかの実施が必須です(実施有無に○をつけてください)。

(診療状況)

内容	実施有無
東京都発熱相談センターからの紹介患者	有 ・ 無
他の医療機関や保健所からの紹介患者・検査要請	有 ・ 無
区や保健所の取組みへの協力(具体的に： _____)	有 ・ 無
在宅療養中の発熱者又は感染者	有 ・ 無

※添付書類等は必要ありませんが、保健所等に確認の上、申請内容についてお問い合わせをすることがあります。

実績額明細書

医療機関名： _____

支出実績額積算内訳

(1) 小児科分

区分	申請額
小児科分	

(2) 小児救急医療機関分

区分	申請額
小児救急分	

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のD欄「支援金申請額」と一致させること。

※添付書類等は必要ありませんが、保健所等に確認の上、申請内容についてお問い合わせをすることがあります。

(北区小児診療事業への協力) 令和元年から令和2年

内容	参加の有無 (○をつけてください)
北区乳幼児集団健診(保健センター)	有 ・ 無
北区子ども夜間救急事業	有 ・ 無
北区医師会電話相談(小児)	有 ・ 無
感染症定点(小児)	有 ・ 無

※(1)(2)の申請には、上記北区小児医療保健事業のいずれかに、令和元年から令和2年の間に参加した医師が所属する医療機関であることが必要です。

(3) 耳鼻咽喉科分

区分	申請額
耳鼻咽喉科分	

※添付書類等は必要ありませんが、保健所等に確認の上、申請内容についてお問い合わせをすることがあります。

実績額明細書

医療機関名： _____

支出実績額積算内訳

ワクチン接種医療機関

区分	申請額	ワクチン接種契約受付システム (V-SYS) のID 又は 集合契約書の写し
センター設置接種施設		
基本型接種施設		
サテライト型接種施設		

※「申請額」は、別紙1「経費所要額調書」のD欄「支援金申請額」と一致させること。

※基本型接種施設についての申請期限は令和3年3月31日です。

施設整備

区分	品目	メーカー	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	申請額 (上限50万円)
センター設置 接種施設 施設整備分							/
					総事業費 (税込)		

※見積書又は請求書の写しを添付すること。

※総事業費は別紙1「経費所要額調書」のA欄「総事業費」と一致させること。

※記入欄が不足する場合には別途購入品リストを添付すること。

実績額明細書

医療機関名 : _____

支出実績額積算内訳

転院受入医療機関

区分	申請額	受入状況の根拠
受入医療機関分	¥3,000,000	別添資料の通り (転院元の医療機関との連携シート等、転院受入実施状況が確認できるものの写し)

※総事業費は別紙1「経費所要額調書」のD欄「支援金申請額」と一致させること。

別紙 3

東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金に係る歳入歳出決算（見込み）書抄本

収入の部	支出の部
支援金 円	事業費 円
(1) 検査体制拡充整備事業 円	(1) 検査体制拡充整備事業 円
(2) 検体採取医療機関支援事業 円	(2) 検体採取医療機関支援事業 円
(3) 入院患者受入医療機関支援事業 円	(3) 入院患者受入医療機関支援事業 円
(4) 院内感染防止施設整備補助事業 円	(4) 院内感染防止施設整備補助事業 円
(5) 発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業 円	(5) 発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業 円
(6) 小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業 円	(6) 小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業 円
(7) 新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業 円	(7) 新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業 円
(8) 軽快患者転院連携支援事業 円	(8) 軽快患者転院連携支援事業 円
寄付金 円	
その他補助金等 円	
合計 円	合計 円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

医療機関所在地 :

医療機関名 :

代表者職氏名 :

印

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

東京都北区長 殿

医療機関所在地 :
医療機関名 :
代表者職氏名 : 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた東京都北区COVID-19医療提供体制整備支援金について、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

4 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。